

Tax Analysis

中国税務

Authors:

Shanghai

Hong Ye

Partner

Tel: +86 21 6141 1171

Email: hoye@deloitte.com.cn

Helen Cheng

Manager

Tel: +86 21 6141 1129

Email: hcheng@deloitte.com.cn

For more information, please contact:

International Tax Services

National and Eastern Region

(Shanghai)

Vicky Wang

Partner

Tel: +86 21 6141 1035

Email: vicwang@deloitte.com.cn

Northern Region

(Beijing)

Kevin Ng

Partner

Tel: +86 10 8520 7501

Email: kevnng@deloitte.com.cn

Southern Region

(Hong Kong)

Sharon Lam

Partner

Tel: +852 2852 6536

Email: shalam@deloitte.com.hk

国家税務総局による租税条約の譲渡所得条項の条文解釈の変更

国家税務総局は 2012 年 12 月 31 日、『租税条約における譲渡所得条項に関する問題についての公告』(国家税務総局公告 2012 年第 59 号、以下“59 号公告”と略称)を公布し、それに続いて、59 号公告に関する解釈指針を公布した。59 号公告は租税条約における譲渡所得条項をいかに適用するかに関するこれまでの解釈を変更するものである。当該公告は公布日から施行された。

59号公告は主として、2010年に公布された国税発「2010」75号(以下“75号文”と略称)にある、中国とシンガポールの租税条約(以下“中国-シンガポール租税条約”と略称)の第13条第4項及び第5項の規定に対する解釈を補充、変更するものである。第13条第4項では、一方の締約国(シンガポール)の居住者が譲渡する持分の価値の50%以上が、直接または間接に中国に所在する不動産から構成される場合、中国は当該持分の譲渡所得に対して課税権を有する旨を規定している。また、第13条第5項では、一方の締約国(シンガポール)の居住者が中国の居住者企業の持分の譲渡により取得する所得について、当該所得の受領者が譲渡を行う前の12ヶ月間において、直接または間接に当該企業の25%以上の資本を保有していた場合に、中国は当該持分の譲渡所得に対して課税権を有する旨を規定している。

背景

上述したように、75号文は中国-シンガポール租税条約に対する具体的な解釈を示したものであるが、中国と他国の締結した租税条約の条項の内容が中国-シンガポール租税条約の条項の内容と同じである場合、75号文はこれらの租税条約の条項の解釈にも適用される。従って、75号文は中国がシンガポール以外の国と締結した租税条約の解釈に関しても重要な意義を有するものと言える。

59号公告は75号文にある、譲渡所得条項に係る優遇の適用に関する内容について補充、変更を加えるものである。

59号公告の主な内容

- **“不動産”の範囲**：59号公告では、中国-シンガポール租税条約の第13条及び75号文にいう“不動産”には、各種の営業用または非営業用の建物、土地使用権及び不動産に付属する資産を含む旨を明確にしている。
- **不動産の価値が企業持分の価値の50%以上を占めるか否かの判断基準**：59号公告は、中国-シンガポール租税条約の第13条第4項の適用に関する解釈を示している。当該条項では、一方の締約国(シンガポール)の居住者が譲渡する持分の価値の50%以上が、直接または間接に中国に所在する不動産から構成される場合、中国は当該持分の譲渡所得に対して課税権を有する旨を規定している。

租税条約には具体的な期間に関する規定がないことから、75号文では、持分譲渡を行う前の三年間のいずれかの時点において、持分を譲渡される企業が直接または間接に所有する中国に所在する不動産の価値が、当該企業の全資産の価値の50%以上を占める場合に、当該企業の持分の価値の50%以上が、直接または間接に中国に所在する不動産から構成されていることになるとしている。59号公告では、上記の三年という期間を確認するとともに、それを企業の持分が譲渡される前（譲渡の行われる当月を含まない）の連続する36ヶ月と定義している。

実務上よく生じる問題は、どの程度の頻度で不動産の価値に対する評価を行い、持分譲渡を行う前の三年間の“いずれかの時点”において、持分を譲渡される企業が直接または間接に所有する中国に所在する不動産の価値が、当該企業の全資産の価値の50%以上を占めるか否かを判断すべきであるかということである。譲渡取引が行われる前の三年間に、土地あるいは土地使用権の価値が頻繁に変動する場合、いずれかの時点で50%の基準を超えるか否かを判断するために、何度も評価を行う必要があるのか？もし何度も評価を行う必要があるのであれば、このことは、租税条約による優遇の適用を申請しようとする企業のコンプライアンスコストを高める可能性があることを意味する。

59号公告によれば、不動産の価値の割合が50%以上であるか否かを判断する際、企業の資産と不動産の認識及び評価は、その時点で有効な資産（負債を考慮しない）の処理に関する中国の会計基準に従わなければならないが、関連の不動産に含まれる土地あるいは土地使用権の価値については、その時点で比較可能な、近隣あるいは同じ地域にある土地の市場価格に基づいて計算した金額を下回ってはならない。現行の中国会計基準によれば、土地と建物は通常、取得原価から減価償却累計額あるいは償却額を控除した後の簿価によって測定される。土地あるいは土地使用権の会計上の簿価が公正市場価格を下回る納税者にとって、59号公告の規定は不利なものと言える。

59号公告に関する解釈指針で挙げられている例によれば、比較可能な、近隣あるいは同じ地域にある土地の市場価格に基づいて土地あるいは土地使用権の価値を調整する場合には、まず比較可能な市場価格を当初の取得価額と見なし、その価額を基礎として、企業が会計上採用している土地あるいは土地使用権の減価償却方法または償却方法（例えば、定額法で同じ耐用年数を用いる）を用いて対応する減価償却額または償却額を計算する。そして、調整後の取得価額から調整後の減価償却額または償却額を控除し、調整後の土地あるいは土地使用権の価値を計算することになる。

OECDモデル条約のコメンタリーでは、50%の価値割合の基準については言及しているが、どのように不動産の価値を評価するかについては言及していない。

- **直接または間接に25%以上の資本を保有する**：59号公告の第4条では、“シンガポールの居住者が直接または間接に中国居住者企業の25%の資本を保有する”という概念についての解釈を示しているが、その内容は75号文において規定する内容を変更するものである。59号公告では、“直接に資本を保有する”ことに“名義人を通じて資本を保有する”状況を追加した。また、“間接に資本を保有する”ことに関しては中間企業に対する最低資本保有割合の規定を加え、かつ“当該シンガポール居住者と明らかな利益関係を有する関連グループ内のその他のメンバー”という概念の定義も変更した。

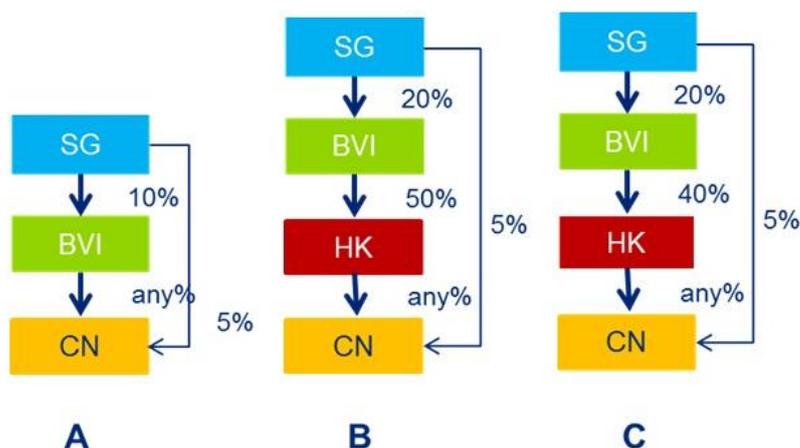
OECDモデル条約の譲渡所得条項には、直接または間接に25%以上の資本を保有する場合の持分譲渡に係る課税権について規定する条項はないため、OECDモデル条約のコメンタリーにも、この25%の基準に関する解釈はない。

名義人を通じて保有する - 59号公告によれば、シンガポールの居住者が他の名義人（個人、企業及びその他の実体を含む）を通じて中国居住者企業の資本を保有し、かつ当該名義人が保有する資本について当該シンガポール居住者が排他的な権益を享受するとともに、実質的なリスクを負う場合、当該名義人が保有する中国居住者企業の資本については、当該シンガポール居住者が直接に保有するものと見なされる。

当該規定は、シンガポールの居住者が中国居住者企業に直接投資できないために（主として中国の規制を理由とする）、名義人を通じて投資を行い、中国居住者企業の資本を保有する場合を想定して設けられたものと考えられる。

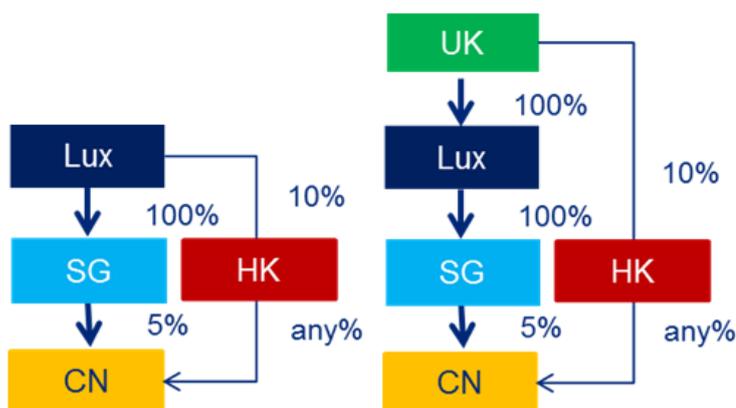
“間接保有”に係る中間企業に対する最低資本保有割合 - 間接に保有する資本の割合を計算する際には、シンガポールの居住者が10%以上の直接資本関係を有する一つあるいは複数の階層の企業またはその他の実体を通じて間接的に保有する中国居住者企業の資本を含める必要がある。例えば、シンガポール居住者企業（SG）が直接に保有する中国居住者企業の5%の持分を譲渡する場合において、直接または間接に保有する中国居住者企業の資本が25%に達するか否かを計算する際、下図のA及びBのケースでは、英領ヴァージン諸島の企業（BVI）及び香港企業（HK）を通じて間接的に保有する中国居住者企業の資本を計算に含める必要がある。一方、Cのケースについては、59号公告の解釈指針によれば、シンガポール居住者企業（SG）が英領ヴァージン諸島の企業（BVI）及び香港企業（HK）を通じて間接的に保有する中国居住者企業の資本は25%の保有割合の計算には含まれないものと考えられる。シンガポール居住者企業（SG）が直接または間接に保有する香港企業（HK）の資本の割合は8%（即ち、10%未満）だからである。ただし、59号公告の第4条第2項を字義通りに解釈すれば、税務局は異なる見解を有する可能性もある。即ち、資本連鎖関係の各階層における資本の直接保有割合が10%に達するか否かを判断基準とする可能性がある。この場合、Cのケースでは、香港企業より上の階層の資本の直接保有割合は10%を超えるため、当該資本連鎖関係も資本の間接保有割合の計算に含めるべきということになる。この点について、国家税務総局の更なる明確化が

望まれる。



なお、59号公告の解釈指針に基づき、この資本の間接保有割合の計算は、中間持株会社の持分の譲渡による所得に対して譲渡所得条項を適用することを意味するものではない（租税条約の濫用にあたる場合を除く）。

当該シンガポール居住者と明らかな利益関係を有する関連グループ内のその他のメンバー - シンガポール居住者の中国居住者企業に対する資本の保有割合を計算する際、当該シンガポール居住者と明らかな利益関係を有する関連グループ内のその他のメンバーが直接または間接に保有する当該中国居住者企業の資本も含める必要がある。59号公告では、“明らかな利益関係を有する関連グループ内のその他のメンバー”という概念の定義が変更された。当該シンガポール居住者が企業またはその他の実体である場合、“当該シンガポール居住者と明らかな利益関係を有する関連グループ内のその他のメンバー”には、直接または間接に当該シンガポール居住者の100%の資本を有する個人（その配偶者、両親及び両親より上の代の直系尊属、子及び子より下の代の直系卑属と共同で保有する場合を含む）、企業またはその他の実体が含まれる。また、これらのメンバーが間接に保有する中国居住者企業の資本の割合を計算する際には、上述の10%ルールが適用される。即ち、これらのメンバーが10%以上の直接資本関係を有する一つあるいは複数の階層の企業またはその他の実体を通じて間接的に保有する中国居住者企業の資本も保有割合の計算に含める必要がある。例えば、下図のケースにおいて、シンガポール居住者企業（SG）が直接に保有する中国居住者企業の5%の持分を譲渡する場合、当該シンガポール居住者企業が直接または間接に保有する資本の割合が25%に達するか否かを計算する際には、英国企業（UK）とルクセンブルク企業（Lux）を通じて間接的に保有する中国居住者企業の資本をその計算に含めることになる。



“25%資本”に含まれる範囲

	75号文	59号公告
“名義人を通じた保有”を直接保有と見なす	含まない。	含む。
資本の間接保有	シンガポール居住者が、自ら資本を保有する企業を通じて間接的に保有する中国居住者企業の資本を含む。	シンガポール居住者が、10%以上の直接資本関係を有する一つあるいは複数の階層の企業またはその他の実体を通じて間接的に保有する中国居住者企業の資本を含む。

当該シンガポール居住者と明らかな利益関係を有する関連グループ内のその他のメンバーが保有する資本（個人に関する規定を除く）

- その他のメンバーが直接に資本を保有する場合。

- その他のメンバーには、シンガポール居住者企業の100%の資本を直接保有する企業、その企業が直接または間接に100%の資本を保有する企業を含む。

- その他のメンバーが直接または間接に資本を保有する場合。

- その他のメンバーには、直接または間接にシンガポール居住者企業の100%の資本を保有する企業またはその他の実体を含む。

- その他のメンバーが10%以上の直接資本関係を有する一つあるいは複数の階層の企業またはその他の実体を通じて間接的に保有する中国居住者企業の資本を、資本保有割合の計算に含める。

両者を比較すると、75号文では、譲渡者が自ら資本を保有する企業を通じて間接的に保有する中国居住者企業の資本を資本保有割合の計算に含めることとされていたが、59号公告ではこの範囲が、10%以上の直接資本関係を有する一つあるいは複数の階層の企業またはその他の実体を通じて間接的に保有する資本に縮小された。しかしながら、59号公告では同時に、“明らかな利益関係を有する関連グループ内のその他のメンバー”及びその資本の保有に関わる解釈が変更されたため、中国居住者企業に対する直接または間接の資本保有を考慮に入れるべき範囲が広がった可能性がある。

59号公告の公布に伴い、国外の投資者が中国居住者企業の持分あるいはその他の権益を譲渡する際には、その譲渡所得について中国で所得税を納付すべきか否かをより慎重に考慮しなければならなくなったと言える。

本 Tax Analysis は徳勤華永会計師事務所有限公司が中国大陸及び香港のクライアント及びスタッフ向けに作成している、一般的な参考目的のものです。読者の皆様には、このニュースレターに含まれる情報に関して何らかの行動をとる前に、税務アドバイザーのアドバイスを受けることを提案いたします。本 Tax Analysis の内容に関する更なる情報、アドバイス或いはその他の税務問題に関する分析をご希望される場合、以下の担当者までご連絡ください。

北京

吳嘉源

パートナー

TEL : +86 10 8520 7501

FAX : +86 10 8518 7501

E-mail : keving@deloitte.com.cn

香港特别行政区

展佩佩

パートナー

TEL : +852 2852 6440

FAX : +852 2520 6205

E-mail : sachin@deloitte.com.hk

深圳

謝玉蓮

パートナー

TEL : +86 755 3353 8777

FAX : +86 755 8246 3222

E-mail : contse@deloitte.com.cn

重庆

龔兵

パートナー

TEL : +86 23 6310 6206

FAX : +86 23 6310 6170

E-mail : clgong@deloitte.com.cn

济南

郭心潔

パートナー

TEL : +86 531 8518 1058

FAX : +86 531 8518 1068

E-mail : eunicekuo@deloitte.com.cn

苏州

許柯/梁晴

パートナー

TEL : +86 512 6289 1318/1328

FAX : +86 512 6762 3338

E-mail : frakxu@deloitte.com.cn

E-mail : mliang@deloitte.com.cn

大連

湯衛東

パートナー

TEL : +86 411 8371 2888

FAX : +86 411 8360 3297

E-mail : ftang@deloitte.com.cn

マカオ特别行政区

馬健華

パートナー

TEL : +853 8898 8833

FAX : +853 2871 3033

E-mail : quiva@deloitte.com.hk

天津

蘇国元

パートナー

TEL : +86 22 2320 6680

FAX : +86 22 2320 6699

E-mail : jassu@deloitte.com.cn

広州

謝玉蓮

パートナー

TEL : +86 20 8396 9228

FAX : +86 20 3888 0121

E-mail : contse@deloitte.com.cn

南京

許柯

パートナー

TEL : +86 25 5791 5208

FAX : +86 25 8691 8776

E-mail : frakxu@deloitte.com.cn

武漢

祝維純

パートナー

TEL : +86 27 8526 6618

FAX : +86 27 8526 7032

E-mail : juszhu@deloitte.com.cn

杭州

盧強

パートナー

TEL : +86 571 2811 1901

FAX : +86 571 2811 1904

E-mail : qilu@deloitte.com.cn

上海

郭心潔

パートナー

TEL : +86 21 6141 1308

FAX : +86 21 6335 0003

E-mail : eunicekuo@deloitte.com.cn

厦門

蔣琳琦

パートナー

TEL : +86 592 2107 298

FAX : +86 592 2107 259

E-mail : lijiang@deloitte.com.cn

デロイト中国税務技術センターについて

デロイト中国の税務技術センター (National Technical Center : “NTC”) は、デロイト中国の税務サービスの品質を高め、クライアントにより良いサービスを提供し、デロイト中国の税務チームをサポートすることを目的として、2006年に設置されました。デロイト中国のNTCは、“Tax Analysis”、“Tax News”などの刊行物を発行し、最新の税務に関する法規の紹介、技術的な観点からのコメントを提供しています。NTCでは、不明確または複雑な税務問題に対する調査研究と分析を行い、専門的なアドバイスの提供も行っています。

中国税務技術センター

E-mail : ntc@deloitte.com.cn

華東区

許徳仁

全国リーダー及びパートナー

TEL : +86 21 6141 1498

FAX : +86 21 6335 0003

E-mail : lkhaw@deloitte.com.cn

華北区

張捷

パートナー

TEL : +86 10 8520 7526

FAX : +86 10 8518 1326

E-mail : angelazhang@deloitte.com.cn

華南区

殷国焯

パートナー

TEL : +852 2852 6538

FAX : +852 2520 6205

E-mail : dyun@deloitte.com.hk

日系企業担当者

上海

吉田 英司
パートナー
TEL : +86 21 6141 2128
FAX : +86 21 6335 0003
E-mail : eyoshida@deloitte.com.cn

上海

鈴木 健夫
シニアマネジャー
TEL : +86 21 6141 1701
FAX : +86 21 6335 0003
E-mail: takesuzuki@deloitte.com.cn

北京

中村 剛
パートナー
TEL : +86 10 8520 7272
FAX : +86 10 8518 1218
E-mail : tsnakamura@deloitte.com.cn

天津

三箇 成幸
シニアマネジャー
TEL : +86 22 2320 6820
FAX : +86 22 2320 6699
E-mail : ssanga@deloitte.com.cn

広州

瀧野 恭司
シニアマネジャー
TEL : +86 20 8396 9228
FAX : +86 20 3888 0575
E-mail : ktakino@deloitte.com.cn

香港

杉原 伸太朗
シニアマネジャー
TEL : +852 2852 6545
FAX : +852 2542 4597
Email : ssugihara@deloitte.com.hk

上海

板谷 圭一
パートナー
TEL : +86 21 6141 1368
FAX : +86 21 6335 0199
E-mail : kitaya@deloitte.com.cn

蘇州

滝川 祐介
マネジャー
TEL : + 86 512 6289 1298
FAX : +86 512 6762 3338
E-mail : ytakikawa@deloitte.com.cn

北京

浦野 卓矢
シニアマネジャー
TEL : +86 10 8512 5524
FAX : +86 10 8518 1218
E-mail : turano@deloitte.com.cn

天津

梨子本 暢貴
マネジャー
TEL : +86 22 2320 6612
FAX : +86 22 2320 6699
E-mail : nnashimoto@deloitte.com.cn

深圳

上田 博規
シニアマネジャー
TEL : +86 755 3331 0976
FAX : +86 755 8246 3186
E-mail : hueda@deloitte.com.cn

上海

酒井 晶子
ディレクター
TEL : +86 21 6141 1493
FAX : +86 21 6335 0199
E-mail : aksakai@deloitte.com.cn

北京

原井 武志
パートナー
TEL : +86 10 8520 7310
FAX : +86 10 8518 1218
E-mail : takeharai@deloitte.com.cn

大連

田中 昭仁
シニアマネジャー
TEL : +86 411 8371 2850
FAX : +86 411 8360 3297
E-mail : atanaka@deloitte.com.cn

広州

土田 保成
ディレクター
TEL : +86 20 2831 1650
FAX : +86 20 3888 0121
E-mail : ytsuchida@deloitte.com.cn

香港

内村 治
パートナー
TEL : +852 2852 1093
FAX : +852 2542 4597
E-mail : ouchimura@deloitte.com.hk

デロイトについて

Deloitte（“デロイト”）は英国法令に基づいて設立された保証有限責任会社である Deloitte Touche Tohmatsu Limited 及びその 1 社または複数のメンバーファームを指します。各メンバーファームはいずれも独立の法的地位を持つ法的実体です。Deloitte Touche Tohmatsu Limited 及びそのメンバーファームの法的組織の詳細については、www.deloitte.com/cn/about をご参照ください。

デロイトは各業種の上場及び未上場クライアントに対して監査、税務、コンサルティング及びファイナンシャルアドバイザーサービスを提供しています。デロイトのメンバーファームのネットワークは世界 150 カ国に及び、世界一流のプロフェッショナルサービスの能力とローカルマーケットでの深い専門知識により、世界各地におけるクライアントのビジネスの成功をサポートしています。デロイトの 200,000 名のプロフェッショナルは優れた模範となるために努力しています。

デロイト大中華圏について

デロイトはリーディングプロフェッショナルサービスプロバイダーの一つであり、大中華圏において北京、香港特別行政区、上海、台北、重慶、大連、広州、杭州、ハルビン、新竹、済単、高雄、マカオ特別行政区、単京、深圳、蘇州、台中、台単、天津、武漢及び厦門を含めて 21 都市に 13,500 名のスタッフを有し、現地の法規によりクライアントにサービスを提供しています。

デロイト中国について

中国では、Deloitte Touche Tohmatsu, Deloitte Touche Tohmatsu CPA LLP 及びその付属機構及び関連機構がサービスを提供しています。Deloitte Touche Tohmatsu も Deloitte Touche Tohmatsu CPA LLP も Deloitte Touche Tohmatsu Limited のメンバーファームです。

デロイトは最初 1917 年に上海に事務所を設立しました。グローバルなネットワークの下、デロイト中国は国内企業、多国籍企業及び高成長企業に対して監査、税務、コンサルティング及びファイナンシャルアドバイザーサービスを提供しています。

デロイト中国は豊富な経験を有し、一貫して中国の会計基準、税制の制定及び職業会計士の発展に多大な貢献をしてきました。また、香港においては、上場企業の約 3 分の 1 に対してサービスを提供しています。

本ニュースレターに含まれる情報は、一般的な情報です。したがって、Deloitte Touche Tohmatsu Limited, Deloitte Global Services Limited, Deloitte Global Services Holdings Limited, the Deloitte Touche Tohmatsu Verein、及びいずれかのメンバーファーム或いは上述したその関連機構（総称して“デロイトネットワーク”）の提供する会計、税務、法律、投資、コンサルティング或いはその他の専門的な提案若しくはサービスを構成しません。本ニュースレターは、専門的な提案若しくはサービスの代替にはなりません。読者はこのニュースレターに含まれる情報を、自社の財務または自社の業務に影響を与える可能性のある意思決定の基礎とすることはできません。自社の財務または業務に影響を与える可能性のある意思決定をし、或いは何らかの行動をとる前に、専門家のアドバイスを受けることを提案いたします。デロイトネットワークに属する機構は、読者の本ニュースレターの使用によって生じる何らかの損失については責任を負いません。